

新潟市サポーターズ倶楽部 規約

(名称)

第1条 本会は、新潟市サポーターズ倶楽部と称する。

(目的)

第2条 本会は、新潟市を愛するものが集い、新潟市の様々な魅力を全国、そして世界に発信するとともに、会員相互の親睦と連携を深めることにより、会員が楽しく新潟市のシティ・セールスの一翼を担い、新潟市の振興・発展を目指すことを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、新潟市出身者はもとより、新潟市での勤務経験を有する等、何らかの形で新潟市にゆかりがあり、自ら新潟市を応援したいという意思を持って同会に登録した者を会員とする。

(名誉称号の付与)

第4条 本会は、本会の発展に大きく貢献した会員に対して名誉称号を付与することができる。

2 名誉称号として付与する称号は、本会に対する貢献内容にふさわしい称号をその都度付与する。

(活動)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 交流会
- (2) 新潟市のシティ・セールス活動への協力
- (3) その他本会の目的達成に必要と思われる活動

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 幹事 10人以内
- 2 会長は会員の中から互選により選任するものとし、幹事は会員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 4 幹事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、任命された日からその日が属する事業年度の末日までとする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了した後においても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(役員会)

第8条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、役員半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 次に掲げる事項は、役員会が決定しなければならない。
 - (1) 規約を改廃すること。
 - (2) 事業計画を決定すること。
 - (3) 会員に名誉称号を付与すること。
 - (4) その他役員会において決定する必要があると認められること。
- 4 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 役員会で決定した事項は、会員に報告するものとする。

(事務局の設置)

第9条 本会は、新潟市東京事務所に事務局を置く。

- 2 本会の事務局長は、新潟市東京事務所長をもって充てる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、2005年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、2020年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、2022年7月26日から施行する。